

## 令和3年第1回教育委員会定例会

開会年月日 令和3年1月8日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員 坂口 節子  
 同 委員 高柳 誠  
 同 委員 新井 良保  
 同 委員 中田 尚代

欠席者 教育委員会 教育長 河口 浩

## 議 題

## 1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを  
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳  
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて  
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実  
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

## 2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

## 3 報告

- (1) 教育長報告  
令和2年第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

指定管理者の指定について

令和元年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について

令和元年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について

令和元年度適応指導教室等利用状況および教育相談室の不登校等相談件数について

その他

その他

開 会            午前    10時00分  
閉 会            午前    11時12分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 副参事	山 本 浩 司
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部長	小 暮 文 夫
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由 美 子
同 こども施策企画課長	柳 下 栄
同 保育課長	宮 原 正 量
同 保育計画調整課長	吉 川 圭 一
同 青少年課長	石 原 清 年
同 練馬子ども家庭支援センター所長	今 井 薫

## 事務局

開会に先立ちご報告させていただく。河口教育長は、昨日の国の緊急事態宣言を受けて、現在、区の対応を協議しており、定例会を欠席させていただくことになった。そこで、教育長職務代理者である坂口委員に会議の進行をお願いしたいと思う。よろしくお願いする。

## 教育長職務代理者

ただいま事務局より報告があったとおり、本日の定例会の進行を務めさせていただく。それでは、ただいまから、令和3年第1回教育委員会定例会を開催する。緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応について、何かあるか。

## 教育振興部長

先ほど事務局より報告があったとおり、昨日、国から発表があった緊急事態宣言を受けての区の対応については、現在、区長以下、三役を中心に協議を行っているところである。この内容については、本日開催予定の練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、正式に決定される予定である。教育委員会の対応についても、その決定後、委員の皆様にお知らせさせていただくので、よろしくお願いする。

なお、区立学校の対応であるが、国においては、緊急事態宣言に伴って学校の一律の臨時休業を求めない、ただ、地域の感染状況に応じた感染予防策の徹底を要請するということであった。区においても、現在のところは全校一斉の臨時休業は行わず、感染予防対策を徹底しつつ、学校の運営を行っていくという考えであるので、併せてお伝えをさせていただく。

報告は以上である。よろしくお願いする。

## 教育長職務代理者

それでは、案件に沿って進めさせていただく。  
本日の案件は、陳情10件、協議2件、教育長報告5件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて  
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実

- ・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

教育長職務代理者

初めに、陳情案件である。

陳情審議中の10件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これら10件の陳情については、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長職務代理者

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長職務代理者

次に、協議案件である。

継続審査中の協議案件2件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長職務代理者

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 教育長報告

令和2年第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について  
指定管理者の指定について

令和元年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について

令和元年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について

令和元年度適応指導教室等利用状況および教育相談室の不登校等相談件数について

その他

その他

#### 教育長職務代理者

次に、教育長報告である。  
教育長報告は、5件ある。  
報告 について、説明をお願いします。

#### 教育総務課長

資料に基づき説明

#### 教育長職務代理者

ありがとう。  
それでは、質問事項が数ページにわたってあるが、委員から何かご質問はあるか。

#### 高柳委員

3ページの「家庭と学校の情報共有について」、質問の(2)にGIGAスクール構想という言葉が出てくるけれども、なかなかイメージが湧きにくい。練馬区ではタブレットを全児童生徒に配備し、学校教育や家庭学習だけでなく、家庭との連絡でも活用していくということがあるが、GIGAスクール構想ということだと、どのようなことを具体策として考えられているのか。また、実際にどういうメリットがあるのか、教育的な価値とか効果があるのかということをお教えいただければありがたいと思う。

#### 学務課長

まず、前段のGIGAスクール構想の具体的な取組等について、私から申し上げたいと思う。GIGAスクール構想が掲げられてから、急遽いろいろなことが動いているが、GIGAスクール構想とは何かというのは、文部科学省のホームページを見ても、実は具体的なことは書いていない。

私どもの認識としては、これまでのアナログ中心の教育活動から、デジタル機器をフルに活用して、子供たちの深い学び、アクティブラーニング等を行っていくような取組だと認識している。

具体的な内容としては、昨年度に配備をした大型ディスプレイや実物投影機といった主に一斉授業等で使うような機器の配備、それから、学校への児童生徒用1人1台のタブレットの配備である。

こうした機器を活用しながら、通常級のお子さんだけではなく、障害のあるお子さんであったり、また、不登校児童の支援であったりとか、様々な利活用が考えられると思うので、こうした環境整備を行っていくと考えている。

#### 教育指導課長

具体的な子供たちへの指導としては、学務課長より答弁があったように、様々なICTを活用した授業展開が考えられると思っている。例えば臨時休業中に家庭等と連絡などを取り合うこともできるし、日常の授業においても、遠隔地からゲストティーチャーに登場いただき、テレビ画面を通して子供たちがリアルタイムで学習を進めることがで

きる。このようなこともGIGAスクール構想の1つの事例として挙げられているところである。

機器の配備も含めて、ビッグデータをクラウド上に保存することも今後進められると聞いている。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長職務代理者

ほかにご質問はあるか。

新井委員

4ページの「卒業生の思い出づくりについて」、校外学習や体験学習などの代替事業の実施についてさらに検討を進めていくという答弁だが、現時点で検討している代替事業について、具体的に教えていただければありがたい。

保健給食課長

この答弁をしたのは昨年時点であるが、校外学習等について、いろいろと検討してきたが、その後も、コロナの状況が非常に悪化したということがあって、なかなか学校の外に出て、みんなで何かを体験するということが難しいということがあり、検討をまた進めてまいった。

その中で、現在は、とりわけ中学校の修学旅行については、義務教育最後の行事であるから、中学3年生に関しては、できれば共通の体験をみんなでしてもらいたいということもあって、学校の中で体験することができるような、最新のICT技術を使ったバーチャル修学旅行というものの可能性などを考え、検討を進めているところである。

新井委員

ありがとう。

教育長職務代理者

バーチャル修学旅行、時々マスコミで紹介されているのを私も見たことがある。

ほかにも何かご質問はあるか。いかがか。よろしいか。

それでは、次の報告に移る。報告 について、お願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長職務代理者

ありがとう。いかがか。ご質問はあるか。

それでは、報告 を終わらせていただく。

次の報告に移る。報告 について、願する。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長職務代理者

ありがとう。  
ただいまの報告について、ご質問、ご意見はあるか。  
それでは、報告 を終わらせていただく。  
次の報告に移る。報告 について、願する。

教育振興部副参事

資料に基づき説明

教育長職務代理者

ありがとう。  
報告 について、ご意見、ご質問などはあるか。

中田委員

5ページの(6)いじめられた児童生徒の相談状況で、平成30年度から令和元年度の数字が増えていないので、いじめられた生徒が相談する場がないのではないかと心配に思った。

せめて誰かに相談する場所があればいいと思う。また、保護者や家族の相談というのがあまり増えていないということで、何か対策が考えられたらいいと思った。

教育振興部副参事

委員がおっしゃるとおり、子供が困ったとき、いじめられて不安に思っているとき、悩みを持っているといったときに、いかに相談することができるかというのは、非常に大切で、子供に身につけさせたい力だと考えている。

現在、小学校5年生と中学校1年生に対しては、スクールカウンセラーによる全員面接を実施しており、相談できる相手は学級担任だけではなく、学校全体の様々な教職員、また、専門家も含めて、相談する体制を取っているということを非常にアピールしているところである。

小学校の低学年にも同様のことをモデル的に試行しているところであり、特に小学校低学年の不登校、いじめ等も顕著化されているので、低学年の子供たちにも、幅広く相談ができるような体制を整えていこうとしているところである。

中田委員

ありがとう。

教育長職務代理者

よろしいか。  
ほかにご質問はあるか。

新井委員

いじめ、不登校の問題、大変重要な問題だと考えている。いろいろな事案の中で、スクールロイヤー等の対応をせざるを得なかった事例は今まで何件くらいあったのか、また、その概要について教えていただければありがたい。

教育指導課長

スクールロイヤーはまだ配置できていないので、今後検討していく必要があるかと思うが、区の法律相談の弁護士に相談をした件数は、令和元年度においては24件あった。これは延べ件数である。1つの事例で複数回相談をしたという実態がある。

内容としては、子供たち同士のトラブルが元になって、保護者の理解を得られなくて、どのように学校が対応していったらいいのかという内容の相談が主であった。

新井委員

分かった。ありがとう。

教育長職務代理者

ありがとう。  
それでは、報告 を終わらせていただく。  
次の報告に移る。報告 について、お願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長職務代理者

ありがとう。  
ただいまの報告について、何かご質問、ご意見はあるか。

高柳委員

先ほどのいじめや不登校等の調査とも関わることなのだが、練馬区の不登校への対応として、適応指導教室、居場所支援事業、スクールソーシャルワーク事業、教育相談室と年々、利用者も増えてきているし、子供や保護者が相談しやすい体制もできてきていると思う。また、子供や保護者に密接に寄り添って、非常に効果的になってきていると考えられる。先日、適応指導教室とか居場所支援事業の見学をさせていただいて、いい活動をしていると認識した。

利用者は増えてきているし、相談も対応も丁寧になってきているが、先ほどの調査にもあったように、不登校は年々増えてきている。これは都も国もそういう傾向にあると



いう説明であったし、不登校の要因も多岐にわたっていて、なかなか1つには限られない、複数抱えているお子さんもいるということで、なかなか対応が難しいことは十分把握されている。

そこで質問だが、この不登校調査は、以前のように、年間30日登校していない児童生徒が対象なのか。そして、適応指導教室とか居場所支援事業というようなところに行った場合は、登校扱いにしているのかお聞きしたい。それから、いろいろな手だてをしても、不登校が増えていくのは、根幹的にどういう背景とか理由があると考えているのか教えていただければありがたいと思う。

#### 教育振興部副参事

どういう状況になったときに不登校となるかということであるが、文部科学省が調査の中で定義している不登校というのが、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が30日以上登校しないあるいはしたくてもできない状況にある者である。ただ、病気や経済的理由による者は除いている。

#### 学校教育支援センター所長

適応指導教室等を利用しているお子さんたちの扱いについてであるが、適応指導教室は、全ての学校で出席扱いにしている。居場所支援事業についても、現在、全ての学校で出席扱いとして扱っている。

#### 教育振興部副参事

指導要録上の扱いは、適応指導教室は出席ということになっているけれども、不登校の調査の中では、適応指導教室に通っていても、不登校の日数の1日と計上されることになっているので、調査結果と学習指導要領上の扱いは若干異なるところがある。

それから、先ほど不登校の要因ということでお話があったが、不登校が増えている要因というのは様々考えられるところではあるけれども、不登校に対する社会の捉え方、扱い方が大分変わっているところに基本的なところがある。つまり、学習指導要領の総則編の中でも、例えば学校に登校するという結果のみを求めるのではないとか、不登校ということをもともと問題行動として捉えるべきではないとか、また、不登校であることが、場合によっては、自身を見詰め直すまたは休養として必要な時期であるという捉え方も必要だという背景がある。不登校の状況になったときに、様々な関係機関との連携をすることも可能であり、そこで学習を受けることも可能な選択肢としてあるという状況や、また、復帰そのものに対する保護者の方々の捉え方も大分変わってきているというのも1つの要因としてあるかと思われる。

#### 高柳委員

ありがとう。出席扱いとするか、欠席扱いにするかは、調査と指導要録上の扱いが違うということである。この調査では、適応指導教室とか居場所支援事業は出席扱いになっていないので、せっかくこういうところに行って、いい活動をしていても、出席扱いにならないというのは、区の事業だから都や国の調査では認められないというような

ことなのか。

一方、国では、フリースクールのような学校へ行ったときは、昔は認められていなかったけれども、ここ何年かで出席扱いになっているのだと思うのだが、その辺の違いというのはどういうところにあるのか。

#### 教育振興部副参事

国からはっきりと示されているわけではないが、統計上の比較として、学校に通えていない子がどのくらいいるのかということを経年で比較するために、そのような調査方法が取られていると思っている。

ただ、今はフリースクールであっても、また、ICTを活用した学習であっても、学校長が一定の要件を満たしていると判断した場合には、それでも出席扱いにすることはできる。

ただ、文部科学省が実施している問題行動等の調査においては、その定義が若干異なるものがあるので、その数字の扱い方は、従来どおりの考え方で数字を出しているところである。

#### 教育指導課長

不登校数の調査が資料4であって、適応指導教室等に関するものが資料5であった。まず、不登校数については、適応指導教室に通っているお子さんも含まれている。しかしながら、出席の扱いとなる。それから、副参事からも説明があったとおり、フリースクールについても、学校長の判断で出席の扱いとすることもできる。民間施設等に関するガイドラインが文部科学省から出されていて、学校が学習状況のやり取りを把握できて、子供たちにとって有益な教育が行われているという判断の下、出席扱いにしている。

#### 教育長職務代理者

ありがとう。

ほかにはいかがか。

#### 中田委員

資料5のいじめ相談件数のところで、令和元年度の相談件数が、本人からなのか、保護者からなのかが気になった。資料4の7ページで、本人に聞いたときの不登校の要因として、いじめがゼロになっている。あくまでも不登校のときの原因としていじめはゼロかもしれないが、それ以外のいじめの相談件数が高いので、これは本人からの相談件数なのか、保護者からの相談件数なのか、教えてほしい。

#### 学校教育支援センター所長

いじめ対応アプリについては、本人からの通報件数になる。また、それぞれの相談については、基本、保護者からのご相談が多くあって、ご本人からの相談はほぼなかったと思う。

教育長職務代理人

ほかいかがか。

新井委員

先ほど、不登校は問題行動と捉えるべきではないという発言があった。非常に心に残った。そういったいろいろな事例等があるのだらうと思ったので、先生方や関わる方が情報共有できるような、何か事例集みたいなものはあるのか。それとも共有するようなシステムはどうか。

教育振興部副参事

先ほどの問題行動という発言であるが、以前は、いじめや暴力行為と並んで不登校の調査が行われていた。いじめや暴力行為が問題行動であるのは間違いはないが、不登校は本人以外の様々な環境に要因がある場合もあり、学校に来られないということだけをもって問題であると捉えることはふさわしくないという判断がされているところである。

不登校の状況等についての教員の中での周知というところであるが、都や区でも、不登校対策方針や不登校に関する様々な資料を作っているところであるが、現在、不登校に関する具体的な対応または状況に応じた支援の在り方をどう進めていくかをまとめたリーフレットを作成しているところである。今年度中に作成し、来年度には積極的に研修会や校内研修などでも使ってもらおうと思っているところである。

新井委員

ありがとう。リーフレットはとてもありがたいと思う。それをまた活用して、いろいろな議論をすることが大事なと思う。

教育長職務代理人

いじめや不登校については、大きな問題なので、たくさんのご意見があった。他はよろしいか。

それでは、報告 を終わりにする。事務局からその他のご報告はあるか。

事務局

特段ない。

教育長職務代理人

委員の皆様もよろしいか。

高柳委員

ちょっとよろしいか。

教育長職務代理人

どうぞ。

## 高柳委員

現在、コロナ禍における教育や子育てで、皆さんとても苦労しているし、いろいろな対応をしていただいているわけだが、昨年、保護者がコロナ禍においてどんなことを心配しているかをまとめた統計調査があった。1万人ぐらいの規模の調査だったので、非常に保護者の意識が分かるような調査だったのだが、主な心配事というのは、1つ目は、子供たちの健康や体力について、コロナにかからないかとか、外出がなかなかできず、外遊びができないので、健康状態が心配だということ。2つ目は、やはり人間関係がなかなかできにくい。密にならないことに気を付けると、友達ができるかどうかということや、円滑に人間関係を結ぶことができるのか、築くことができるのかということ。3点目は、学校の臨時休業期間に、学力が不足するのではないかということ。学力の定着と向上というのはどの保護者や子供にとっても関心のある事なので、そういうことを心配しているということであった。この3点が大きな割合を占めていたが、どれも通常の教育の中でも大事なことなので、私たちも意識していかなければいけないと思っている。

この中の学力向上に向けての取組についてだが、練馬区としても、今までずっと事業改善推進プランとか小中一貫の指導計画の作成や実施、学力向上支援講師、地域未来塾、中3勉強会とか、いろいろな手だてを講じて成果を上げてきていると思う。

従来の教育活動の中でもそうだけれども、特にコロナ禍やコロナ後であっても、家庭学習の定着や育成が非常に重要だろう。

学力調査の結果などでも、家庭学習が定着している子供たちの正答率は高いという分析結果はずっと前から出ているし、また、コロナ禍でも、家庭学習がきちんとできている子は、比較的学校の勉強も定着しやすいというような報告が出ている。

そういう中で、練馬区の中でも各学校でいろいろ工夫されていて、家庭学習の計画表の作成とか、どういう家庭学習をしたらいいかというのを、家庭に任せるだけではなく、学校がいろいろ案を示して、そして保護者の考え、子供の考えを聞きながら家庭学習の計画表を一緒に作っていった。あとは、国語とか算数、数学のような各教科の学習を、どういう家庭学習をしたらいいだろうかというものを示した。なかなかこれは子供とか家庭だけでは決められないようなこともある。家庭学習の計画をきちんとつくって、そして全家庭に周知して、一緒になって連携・協働しながら教育活動をしていって、良い成果を上げている学校が小学校でも中学校でもあると聞いている。

いい取組をしている学校の成果を、例えば校長会などと連携したり、相談しながら、また、教育会などの組織もあるので、一部の学校だけではなく、全校に広げていって、練馬区の家庭学習の充実または推進を図って、子供の学力や基本的な生活習慣などの育成に寄与していただきたいと願っている。以上である。

## 教育指導課長

昨年の3月に緊急事態宣言が発出されて、学校は年度をまたいで3か月間の臨時休業を余儀なくされた。その間に、子供たちが家庭で学習する習慣を定着させることも求められたと思っている。

その際には、教育委員会からも、子供たちが自分たちで1日の生活のスケジュールを

組み、また、学習が進められるように、具体的な学習内容を学校から各家庭に示すように指示をした。様式については、サンプルを全校に提示はしたが、各学校がそれを加工しながら家庭にお知らせをした。

そんな中で、様々な学校の取組で、これは他校にも広げたほうが良いというような情報がたくさんあった。こういった成果を取り上げて全校に発信していた経緯はあるけれど、これをより一層、今後も充実させていく必要性を感じていたところである。

高柳委員からもご指摘があったので、今後そのような事態になったときには、ぜひ成果や良い情報を発信したいと考えている。

高柳委員

ぜひよろしく願います。

教育長職務代理者

ありがとう。ほかはよろしいか。

それでは、以上で第1回教育委員会定例会を終了する。

皆様、ご協力ありがとう。